

# 兵庫県公報

令和2年4月1日 水曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告示                            | ページ |
|-------------------------------|-----|
| ○ 公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定（文書課） | 1   |
| <b>企業庁告示</b>                  |     |
| ○ 公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定      | 1   |
| <b>病院局告示</b>                  |     |
| ○ 公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定      | 2   |
| <b>教育委員会告示</b>                |     |
| ○ 公文書等の管理に関する条例に基づく法人の指定      | 2   |

## 告示

### 兵庫県告示第425号の7

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第16条第1項の規定により、次のとおり法人を定める。

令和2年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

公益社団法人兵庫みどり公社  
公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金  
公益財団法人ひょうご科学技術協会  
公益財団法人兵庫県生きがい創造協会  
公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金  
公益財団法人兵庫県園芸・公園協会  
公益財団法人兵庫県科学技術振興財団  
公益財団法人兵庫県勤労福祉協会  
公益財団法人兵庫県芸術文化協会  
公益財団法人兵庫県国際交流協会  
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金  
公益財団法人兵庫県人権啓発協会  
公益財団法人兵庫県青少年本部  
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター  
公益財団法人ひょうご産業活性化センター  
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会  
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団  
但馬空港ターミナル株式会社

## 企業庁告示

### 兵庫県企業庁告示第1号

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第16条第1項の規定により、次のとおり法人を定める。

令和2年4月1日

株式会社夢舞台

兵庫県公営企業管理者 片山 安孝

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第1号

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第16条第1項の規定により、次のとおり法人を定める。

令和2年4月1日

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也

株式会社ひょうご粒子線メディカルサポート

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第4号

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第16条第1項の規定により、次のとおり法人を定める。

令和2年4月1日

兵庫県教育委員会

教育長 西上 三鶴

公益財団法人兵庫県体育協会